

陳情第736号

原発事故の影響を受けた廃棄物の受け入れ処理処分を
行わないことを求める陳情書

(平成24年7月4日受理)

(平成24年7月6日付託)

平成24年7月4日

大阪市会議長 辻 淳子 様

琉球大学名誉教授 矢ヶ崎 克馬 ㊤

陳 情 書

(陳情の趣旨)

私のプロフィールを紹介いたします。

1943年東京生まれ、長野県松本育ち。

名古屋工業大学計測工学科卒、広島大学大学院理学研究科(博士課程)物性学専攻単位取得満期退学。理学博士(広島大学)。琉球大学理学部教授、琉球大学学生部長、琉球大学理学部長等を歴任。2009年3月、琉球大学定年退職。現在、琉球大学名誉教授。

2003年より、原爆症認定集団訴訟で、「内部被曝」について証言を行う。震災後の2011年5月衆議院科学技術特別委員会、放射能の健康影響についての参考人、参議院予算委員会参考人。

著書に『核の原理』琉球大学核の科学教材研究会(1984)、「放射能兵器『劣化ウラン弾』」技術と人間(2003)、『隠された被曝』新日本出版社、「ひろがる内部被曝」本の泉社、「内部被曝」岩波ブックレットなどがある。

福島第一原発事故後、放射能汚染が全国的に広がり住民の不安が高まっています。そもそも、「放射性物質及びこれによって汚染された物」は「一般廃棄物」でも「産業廃棄物」でもなく、現行法体系では「放射性廃棄物」として取り扱うべきものです。しかし、被災地における瓦礫等の除去方針が定まらず施策が遅れ、膨大な廃棄物が溜まる一方であることを根拠に、国は、がれき処理特別措置法(東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案)に基づいて、廃棄物の処理について暫定方針を定めました。しかし、がれきの広域処理は、放射性物質処理の基本原則に反しており、住民の健康を危険に陥れる恐れのあるものです。

がれきの広域処理を受け入れてはいけない理由は下記のとおりです。

記

(1) 放射能汚染処理の原則) 拡散してはならない、燃やしてはならない

放射能は少量と言われている量でも必ず人間の健康に危害を加えます。放射能に汚染された物は「拡散してはならない、燃やしてはならない」これが人間の命と環境を保護する鉄則です。

①汚染されたがれきを汚染地域外に持ち出すと、いのちに危害を及ぼす地域が広がるから持ち出しはしてはいけません。原発では放射性物質を「封じ込める」ことに務めていたはずが、いったん爆発して外に出ると「拡散させろ」は如何に見識が無く乱暴な行為であることでしょう。②焼却処理すると2次被害を作り出します。瓦礫に放射性物質が付いているままでは直接的に2次被害は及ぼしません。折角、吸い込んだり食べたり飲み込んだりできない状態にいる瓦礫を、燃やすと吸い込んだり食べたりできる姿に変えてしまいます。放射性微粒子が空気中に広がったり、残灰が再利用されて生活の場を被曝したり、田畑にまかれたりすることになります。焼却という2次被曝の操作をしてはならないのです。

このような意味で、がれき広域処理は、いのちを守るための鉄則を破り、国や行政が決して行ってはならない「市民の健康を傷つける可能性」を開き、強制する行為です。誠意と配慮に欠けた最悪の処置です。

(2) (汚染地帯のがれき) 宮城、岩手のがれきは汚染されている

政府が宣伝する「汚染されていない瓦礫だけを処理する」というのは事実と違えます。

対象となっている宮城・岩手は高度汚染地域の中です(文科省汚染マップを見るとすぐわかります。また、それぞれの都市などのクリーンセンターなどの残留灰の放射能汚染度を見ると一目瞭然です)。放射能汚染地帯にある野積み瓦礫には放射性物質が必ず入っています。

実際は汚染されているのですが、ある限度以下の汚染は「汚染されていないとみなす」というからくりなのです。「汚染されていない」宣伝に空間線量率を提示していますが、これにはがれきの放射能汚染はほとんど反映されていません。市民に真実を伝えていないといえましょう。

政府はこれまでの100ベクレル/キログラムの放射能汚染物処理基準を、突然8000ベクレル/キログラムまで釣り上げて、「安全に処理できる」と、十分な検討を行うことなしに決めています。とんでも無いことです。誰に対して安全なのでしょう。広域処理は東電の責任を軽くし、ゼネコンや流通業者のカネ儲けを住民の健康を犠牲にして作り上げているとしか思えません。

(3) (複合汚染) アスベスト等との一括処理はできません

加えて汚染は放射能だけではなくありません。アスベストや他の毒物・劇物が含まれています。それぞれの処理にはそれぞれの専用処理施設が必要です。客観的にみて、もし受け入れるのなら、放射能汚染、アスベスト汚染等に対応する焼却炉を作らねばなりません。家庭ごみと一緒に燃やすのは大変危険です。

もしアスベストが含まれていたらどうなのでしょう？

アスベストは溶融処理する必要があり、アスベストの融点は1521℃ですので、800℃程度の燃焼温度では溶融できません。汚染ゴミは通常のごみと混入して焼却されることが計画されているので、放射能汚染とアスベスト汚染の二つだけでも、安全な汚染処理はできません。作業工程での安全保障はそれぞれ専門の機械を使って、安全処理ができるのです。そのような焼却施設を市民の安全のために貴大阪府は行っているのでしょうか？

(4) (バグフィルターの性能) 放射性セシウム除去能率は低いものです。

放射性物質の主成分はセシウムです。セシウムの沸点は低く640℃ほどで、燃焼温度の800℃では完全に気体状態になります。とくに問題なのは蒸気圧(沸点以下の温度でも空気中にセシウムがガスの状態で存在します。蒸気圧はその圧力)が高く、通常のバグフィルターの通過ガス温度約200℃でも100パスカル(1000分の1気圧)ほどの蒸気圧があり、かなり大量に空気中に漏れていきます。さらに、バグフィルターの処理温度が約200℃で、この温度はセシウム自体(単体)の液体でいる温度です。セシウムが化合物等の形で存在しても、単体の液体化する温度でのセシウムのフィルター通過率は、固体でいる温度に比べてずいぶん高いものです。またこの温度で、微粒子を形成しないで気体のままで存在するセシウム化合物は、かなり高い割合です。これらから推定される結果は、飛灰に固定した汚染量ほどの大量のセシウムが煙突から出る煙中にあり環境中に放出されます。

「バグフィルター通過後のガスにはセシウムは存在しなかった」というような実験結果はあまりにもずさんな測定による結果です。飛灰中のセシウムを計測するのと同じ精度でフィルター通過後のガスを計測しようとするならば、その飛灰が溜まるのに掛った時間中(1日中)の全ての放出ガスを検出機に通して測定しなければなりません。発表されたガスの検査は、測定したガス量があまりにも少量で、短時間すぎます。「実験すればそれが本当の姿だ」とは決して言えないのです。ずさんな検査は「過小評価あるいは危険無視」の常套手段です。

エントツから出たセシウムの微粒子は静かな空気中では毎秒0.1mmから1mm程度しか落下しない性質を持ちます。エントツ周囲の風がそよ風であっても風速は毎秒数メートルです。ですから放射性セシウムはずいぶん遠くまで運ばれます。危険区域は数十キロメートル～数百キロになります。処理場から遠いところでも危険です。大阪府が安心してられません。

(5) (実際上の他の問題) 運搬、汚染管理、法律で定められた管理責任免許者

①運搬・分別・焼却等作業員の安全のためにきちんと汚染防護をすべきです。安全処理ということはそれぞれの専門資格を持つ者がいて、初めて作業する人の健康も、作業上の安全も、市民の健康も防護できるものです。広域がれき処理は乱暴なやり方だと私は表現しますが、処理責任者の自治体はそのような人事配置をして訓練も行って、市民と作業員の安全を配慮しているのでしょうか？

②放射能に対しては、入口、中間、出口での計測設備を設ける必要があります。たいていの処理場は、この放射能処理施設として設けるべき放射能監視装置を持っていません。必要な装備も持たなくて放射能を含む可能性のあるがれきを処理しているのでしょうか？

③処理を終了した時に施設の内部も清掃処理しないと行けません。もしそれをしないと放射能が含まれていないごみを処理するだけで残留している放射能が漏れだしてしまいます。内部清掃には莫大な予算が掛ります。

④灰の処理、溶融金属等の処理、最終処理施設等々、安全対策を施す、あるいは今までの処理方法を変更する必要があります。今まで放射能は無いことを前提にした処理施設を、放射能が拡散しないように変更する必要があります。住民の安全を言うのなら、そこまでちゃんと誠意を持ってやるべきです。

⑤市民の健康保護、作業員の健康保護、放射能やその他の汚染にそれぞれ対応した処理責任者免許保持者を配置するのが、自治体等の管理者責任です。法治国家らしく市民と環境の保護に万全を尽くした方法が必要です。

(6) (望ましいがれき処理) がれきは どうしたら 良いか？

冒頭に述べましたが、放射能汚染物は、拡散してはならない、焼却してはならない、が原則です。いろいろ知恵を出し合い、理にかなった方法を採用することが必要です。がれきと言っていますが、被災された方の遺品類です。現場近くに「埋葬」するに等しい心が必要です。①がれきのまま封じ込める。②がれきを積む底部をコンクリートで遮断して排水処理が成せること。③がれきの上から雨水等が浸透しないように遮蔽をすること(雨による放射能汚染の滲出を防ぎ、腐敗によるメタンガスの発生等を防ぐ)。④植樹による木の根からの放射能物質の吸引を防ぐため、根を深く張る木の植樹はしないこと。⑤以上のことを基本構造として津波対策として、高い堤防の造成などに応用できるようにすべきです。

政府には放射能汚染処理の原則を守って、市民の命を守ることをしっかりやって欲しい。人災と天災に破壊された痕跡である放射能がれきは、此処にいた被災者の生活の痕跡です。政府は“被災者の皆さんの心を大事にして、がれきは大きな防波堤の基礎にして、皆さんの被災した土地を守るように致します”と言明して、私たち市民の心をつないで欲しいと願うばかりです。

貴大阪市も地方自治体としても、最良の処理方法を実現するように政府に意見を出すべきです。

(7) (子孫や地球に恥じない支援) 汚染の無い地域を保全することが基盤 -

市民の「被災地の皆さんの力に何としてもなりたい」、という気持ちは尊いものです。しかし、「広域がれき処理」への協力はしてはいけません。「放射能汚染を拡散してしまう協力」は、将来にわたって子や孫に危害を及ぼす危険を導入することです。人類の安全という観点からは愚かな行為です。被災者と非被災者の両方に、「本当の利益を生み出す人道上に恥じない支援」をすることが大切です。そのために、貴大阪市としても次のような視点を持つべきです。

①これから何十年も継続する汚染地獄を、日本として耐え抜くためには、汚染されていない西日本は汚染されていないままに保つことが大切です。

②汚染されていない土地で食糧大増産を行い、逆に、汚染地帯では基本的には食用作物は当分の間作らない：土地の除染処理の工夫に徹すべきです。それを実施して初めて日本の市民の食の安全が保障されます。遊休農地がすぐ役立ちます。遊休農地を整備して、汚染地域の農家を招きましょう。そうすることにより生業の継続で

きる避難を保障することができます。

③今の基準の100分の1程度の低い基準を「食料品」に適用して初めて“人の健康を守れる基準”という意味合いが出てきます。新基準の限度値も極めて高すぎます。今の国が採用する基準は市民の健康保護を基本に決めた値ではありません。経済的社会的要因を考慮して決めているのです。具体的に言えば、人の健康を守るために限度値を決めてしまえば、発電会社として商売がやっていけなくなるので、人の健康を犠牲にした高い値を設定しているのです。

ドイツの放射能汚染防止令を適用すれば、セシウムで8ベクレル/kg（おとな）、4ベクレル/kg（子ども）です。この程度が健康を守る上で意味のある値となります。人の命が守れる国にしなければなりません。④避難者の支援や、保養の機会や場所を提供するなど、非汚染地で無ければ実施できないことを行うのが、非汚染地の務めです。市民は正道に立つ支援を実行しましょう。

「広域がれき処理」のような国際的ルールを踏みにじる乱暴な、「本質的支援で無い『支援』」は行ってはなりません。

(8) (棄民政策の数々) 日本はとても野蛮な国になりました。これ以上野蛮になってはいけません！

政府は原発爆発以来、どのようにして市民を守ってきたのでしょうか？

まず、汚染物処理基準はどうでしょうか？

①以前は、原子炉等規制法に基づく基準を100ベクレル/キログラムとしていました。事故の際に突然それを放射性物質汚染特措法により8000ベクレル/キログラムに釣り上げました。さらに管理処理できる場合は10万ベクレル/キログラムまで引き上げました。

②公衆（一般市民）の年間被曝限度（これ以上被曝すると政府の責任で防護しなければならない基準）を、1ミリシーベルトから20ミリシーベルトに釣り上げました。「日本人は事故の時は放射線に対する抵抗力が20倍になる」のでしょうか？

③チェルノブイリ周辺国（ロシア、ベラルーシ、ウクライナ）は、住民の保護基準を年間1ミリシーベルトで「移住権利（住んでいても良いが移住しようと思えば、国が保障する）」、5ミリシーベルトで「移住義務（危険だから移住しなければならない）」地域に設定しています。日本のこれに相当する基準は何と20ミリシーベルト（計画的避難区域）および50ミリシーベルト（避難区域）です。日本の住民はチェルノブイリ周辺国より20倍も放射線に対する抵抗力が高いのでしょうか？とんでも無い。ひとえに、東電の賠償責任を軽減することと政府の責任を軽減するためだけなのです。現在1ミリシーベルト以上の汚染状況は、北は盛岡から、南は東京全域、千葉の半分を含む広大な面積です。5ミリシーベルト以上の汚染は福島県のほぼ全域を含み、茨城、栃木や、東京などでもホットスポットが多数含まれる土地です。チェルノブイリ周辺3カ国では「住民は住んではいけません」と保護されているのを日本は逆に避難から戻りなさいと言われていているのです。

④同様に食物の放射能汚染限度値は500ベクレル/キログラムと極端に大きな値を設定されましたが、ドイツの100倍の程の高さを設定しているのです。日本政府は「基準以下ならば安全」と宣伝していますが、そうではありません。汚染食品を食べる

ことにより、チェルノブイリ周辺では大量の健康破壊が起きています。チェルノブイリ周辺では「貧しいがゆえに人々は汚染地帯の産物を食べざるを得なかった」のです。現在日本では、政府の強制によって汚染食品を全日本人が食べさせられています。政府はチェルノブイリ周辺の健康被害を率直に認め、正確な事態を国民に示すべきです。

⑤爆発直後、安定ヨウ素剤を政府は蓄えがあるにも拘わらず与えませんでした。

何ということでしょうか！人の命は切り捨てられ踏みにじられているのです。

貴大阪市も、地方自治体としても、住民の健康と生業を守ることは第一課題です。国にこれ以上の「棄民」政策を継続させないように力を加えるべきです。そして自治体として最大限の住民保護を施策として実現すべきです。

(9) (1人1人が大切にされる国を獲得するために)子や孫に胸を張れる、主権者を守る品格のある政治を行う必要があります。

これらの措置は、人の命と環境を守るためでしょうか？全く逆に、市民の生活の場に汚染被曝を強制し、人の命と環境を犠牲にして、大企業の東電と政府の責任を可能な限り少なくし、政府の無策を人々の犠牲で補おうとするものです。貴大阪市としても人のいのちと環境を守る立場に立たなければならないのは当然です。憲法の基本精神である「個の尊厳」、とりわけ25条で保障されている健康で文化的な生活を保障している生存権については大きな責任があります。がれきの広域処理などは根本的に「人のいのちと環境を守る」ことを破壊する行為です。なしてはなりません。

市民が自らの命を守るためには、知恵をつけ力を合わせ、このような国のあり方を変えなければなりません。私どもは100年続く汚染地獄を避けるために、「個の尊厳」を基本にする憲法を持ち、国の主人公として大切にされるべき存在です。自分もお互いも大事に尊重される、理にかなった方法を取って、がれきも処理しましょう。「明晰に、楽天的に、最大防護を！」が日本の市民が生き残れるためのスローガンです。貴大阪市も住民のいのちを守るためにまい進していただきたいものです。

貴大阪市は大局的に市民と共に100年続く汚染地獄からの防護を真剣に施策として実施され、放射能その他に汚染されているがれきを広域処理することは、基本的人権を守る憲法と地方自治の基本原理に反し、放射能汚染の処理原則に反することとして、受け入れないように、明晰に判断されることを熱望いたします。

よって、下記項目について議会において審議されたく陳情します。

(陳情項目)

放射線の危険に関する研究をしてきた日本の一市民として、貴大阪市に対して、上記の理由により、がれきの広域処理を受け入れないように要請します。